

随意契約理由書

本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約としたい。

記

1 業務概要

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 業務名 | 23-41371-0096
測量設計業務委託（単災調査） |
| (2) 路河川等名 | 落合浪江線外 |
| (3) 箇所名 | 双葉郡浪江町大字小丸地内外 |
| (4) 業務概要 | 路線測量 L=0.09km
災害査定設計 L=0.09km |

2 随意契約の理由

本業務は、令和5年9月8日から9日の豪雨により被災した公共土木施設（一般県道落合浪江線外）の災害査定のための測量設計を委託するもので、早急に災害調査を行い災害査定申請書の作成を行う必要があるため、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するため随意契約としたい。

3 随意契約の相手方

災害であり緊急を要し、過去に当管内の災害調査業務の実績があり被災箇所近傍に本社があるため被災箇所周辺の状況に精通していること及び令和5年9月11日に社団法人福島県測量設計業協会相双支部へ災害応援協定に基づき被害状況に係る調査の応援を依頼した際に、当該箇所の被害状況調査を実施している者であることから(有)中西測量設計と単独随意契約としたい。